

2015年12月3日(木)

平成27年度 京都大学図書館機構講演会

「デジタル化資料の公開にかかわる権利処理を学ぶ -基礎知識から実践まで-」

13:30~17:00

京都大学附属図書館3階 ライブラリホール

資料デジタル化・公開に伴う権利処理

講演: 13:35-14:50(75分)

質疑: 14:50-15:00(10分)

国立国会図書館関西館電子図書館課著作権処理係
佐藤 久美子



国立国会図書館関西館

国土地理院承認 平13総複 第367号



▶ 京都府相楽郡精華町
に所在



国立国会図書館



国立国会図書館関西館
京都・精華町 2002～



国際子ども図書館
東京・上野 2002～



国立国会図書館（東京本館）
東京・永田町 1948～



国会図書館の機能分担

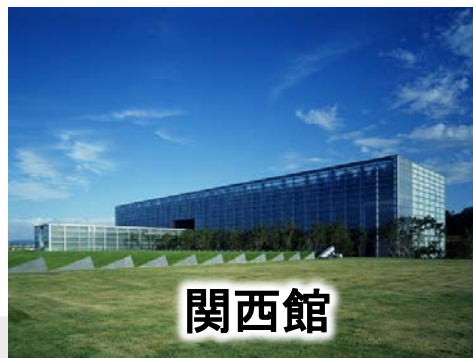


主な機能

全体統括、基盤整備、国会や行政司法各機関へのサービス、専門情報サービス

主な所蔵資料

納本制度で収集した国内出版物全般、各種の専門コレクション



主な機能

図書館協力事業、電子図書館事業、遠隔利用サービス、アジア情報サービス

主な所蔵資料

博士論文、洋雑誌、科学技術資料、アジア言語資料など



主な機能

学校図書館支援
児童書・教科書・児童文学
研究書などを所蔵



国立国会図書館デジタルコレクション

国立国会図書館の所蔵資料をデジタル化した資料や、インターネットから収集した電子書籍・電子雑誌を検索・閲覧できるサービス



<http://dl.ndl.go.jp/>

国立国会図書館デジタルコレクション

デジタル化資料提供状況（平成27年11月時点）

資料の種類	デジタル化資料提供数			合計
	インターネット公開	図書館送信	国立国会図書館館内限定	
図書	35万点	50万点	5万点	90万点
古典籍	7万点	2万点	-	9万点
雑誌	0.9万点	73万点	50万点	123.5万点
博士論文	1.5万点	12万点	0.5万点	14万点
その他	5万点	-	5万点	10万点
合計	49万点	137万点	62.5万点	248.5万点

デジタルアーカイブ事業の例

- ・京都大学研究資源アーカイブ

<http://www.rra.museum.kyoto-u.ac.jp/>

- ・東寺百合文書WEB(京都府立総合資料館)

<http://hyakugo.kyoto.jp/>

(参考)

「公共図書館におけるデジタルアーカイブ事業の優良事例調査」(国立国会図書館)

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/kokyo.html#a01>

デジタルアーカイブのメリット

- 原資料の破損・劣化防止
- いつでもどこでも利用できる
- 埋もれていた資料の再発見
- 新たな文化の発展を促す



『知的財産推進計画』

知的財産戦略本部（平成22年度～）

知的財産基本法第23条に基づき
政府・知的財産戦略本部が決定する行動計画。

『知的財産推進計画2015』 44頁
「アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化」
www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20150619.pdf

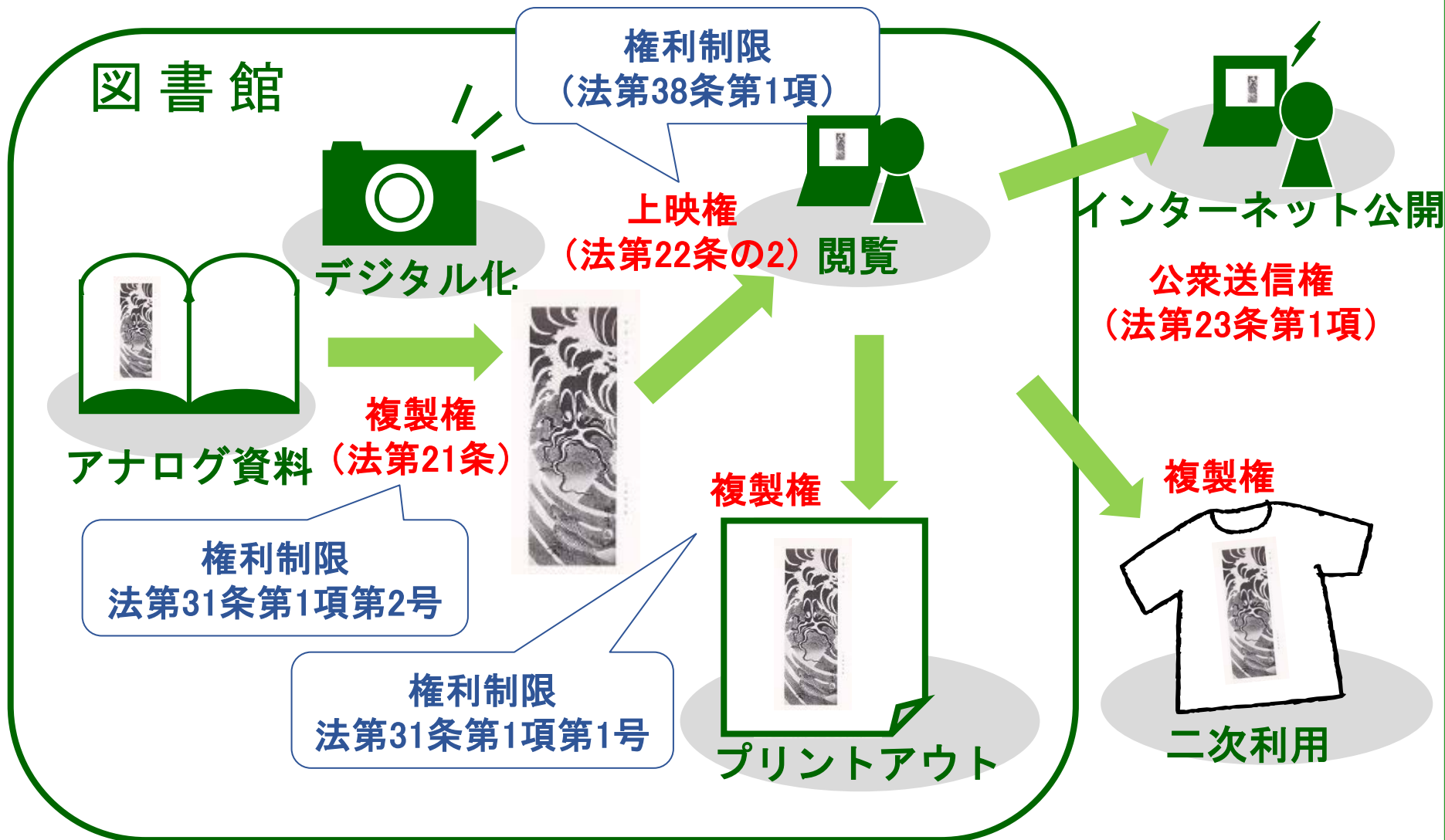
デジタルアーカイブ実施の課題

- ・予算
- ・人員
- ・ノウハウ

- ・**権利処理！**



デジタルアーカイブと著作権



本日本話すること

1. 著作権とは
2. デジタルアーカイブに関わる著作権
3. 権利処理について
4. 著作権に関わる動向

1. 著作権とは

現在地！



2. デジタルアーカイブに関わる著作権

3. 権利処理について

4. 著作権に関わる動向

1. 著作権とは

著作物とは…

①

②

③

思想又は感情を創作的に表現したもので、

④

文学、学術、美術、音楽の範囲に属するもの

(法第2条第1項第1号)

1. 著作権とは

著作物とは…

①「思想又は感情」を表現

× 単なるデータ・事実

× 「京都大学の総長カレーは税込で648円。」

②「創作的」に表現

× 絵の模写、絵を真正面から写真撮影

× 「とても静かだなあ」

○ 「閑さや岩にしみ入る蝉の声」

○ 小さな子の絵

1. 著作権とは

著作物とは…

③「表現」したもの

× アイデア

× 過去や未来に行くことができる機械

○ H・G・ウェルズ『タイム・マシン』(1895)

× 頭の中で考えただけ

④「文学、学術、美術、音楽の範囲に属する」もの

× 工業製品等 ⇒ 意匠法等別の法律で保護

1. 著作権とは

著作物の種類

・一般の著作物

例示：言語／音楽／舞踊・無言劇／美術／
建築／地図・図形／写真／プログラム（法第10条）

・二次的著作物 翻訳等（法第2条第1項第11号、第11条）

・編集著作物（法第12条）

素材の選択や配列に創作性があるもの
百科事典、新聞、雑誌等、美術全集等

・共同著作物（法第2条第1項第12号）

2人以上で共同創作した著作物で分離が難しいもの

1. 著作権とは

著作物だが著作権がないもの（法第13条）

- ・憲法その他の法令（地方公共団体の条例、規則含む）
- ・国や地方公共団体又は独立行政法人の
告示、訓令、通達など
- ・上記の翻訳物や編集物で
国や地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

1. 著作権とは

著作権・・

著作者が自分の創造した著作物の利用方法をコントロールできる権利

- ①著作者人格権：人格的な利益を保護（法第三節第二款）
公表権／氏名表示権／同一性保持権

一身専属

- ②著作権（財産権）：財産的な利益を保護（法第三節第二款）
複製権／上映権／公衆送信権 など

譲渡、相続可能



著作者≠著作権者

1. 著作権とは

著作権の保護期間

- ・**発生** 無方式主義

創作した時点で自動的に権利発生。登録不要。

- ・**満了** 原則、著作者の死後50年（法第51条）

※ 死亡した年の翌年1月1日からカウント

1965年7月30日没の谷崎潤一郎⇒2015年12月末に満了

※ 共同著作物は、最後に死亡した著作者の死後50年

1. 著作権とは

著作権の保護期間

<例外>

- ・団体：公表後50年（法第53条）
- ・無名：公表後50年（法第52条）
- ・変名：公表後50年（法第52条）

※本名が一般周知されていれば死後50年

例：江戸川乱歩（本名 平井太郎 1894-1965）

- ・映画：公表後70年（法第54条）

<その他>

- ・戦時加算（連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律第4条）

アメリカ、イギリス、フランス⇒3794日 レバノン⇒4413日等

- ・写真：1956年以前までの公表分は著作権消滅
（旧著作権法第23条）

1. 著作権とは

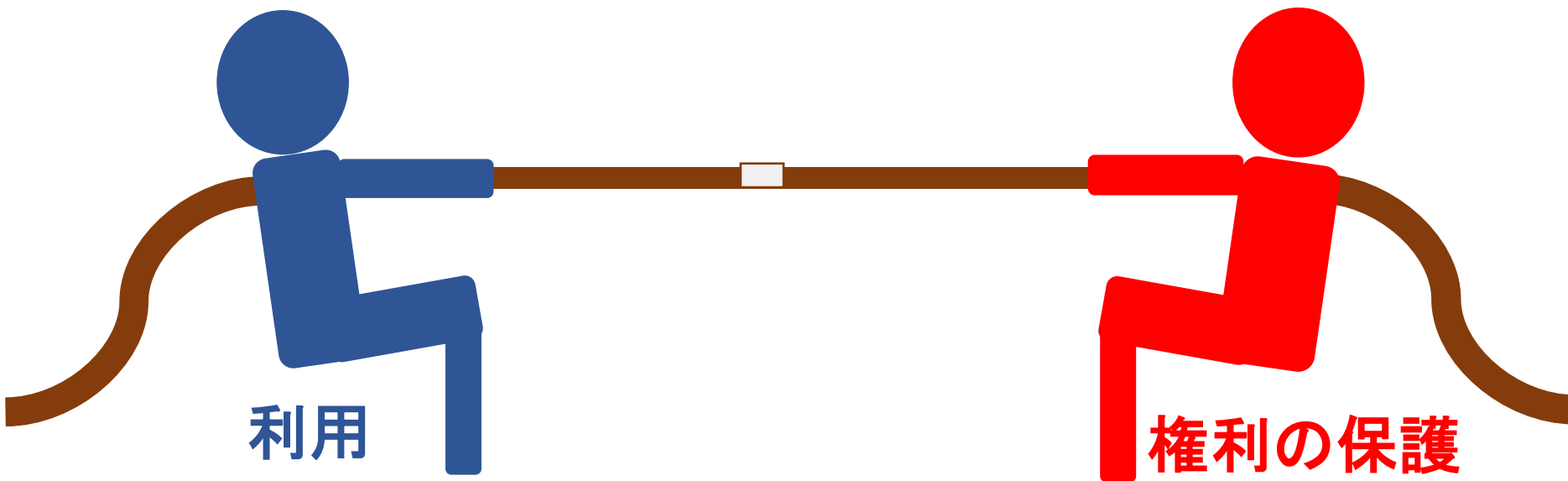
著作権法の目的(法第1条)

著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し
著作権者の権利及びこれに隣接する権利を定め、
これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、
著作者等の権利の保護を図り、
もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

1. 著作権とは

著作権法の目的

著作権者の権利の保護と利用のバランス



頻繁に改正を行っている、常に動いているもの
最終的には裁判所が判断

1. 著作権とは

権利制限規定

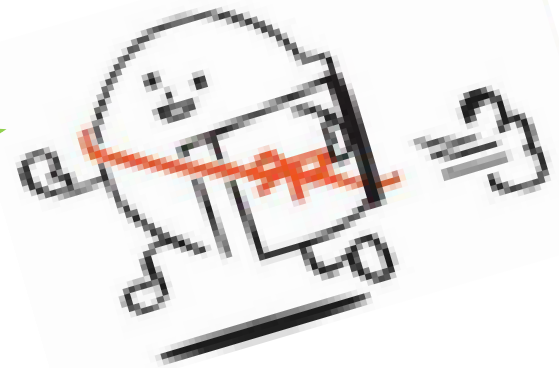
権利制限規定内であれば、権利処理は不要。

<例>

- 私的使用のための複製等（法第30条）
- 検討の過程における利用（法第30条の3）
- 図書館等における複製等（法第31条）
- 引用（法第32条）
- 営利を目的としない上映等（法第38条）
- 政治上の演説等の利用（法第40条）
- 公開の美術の著作物等の利用（法第46条）

1. 著作権とは

現在地！



2. デジタルアーカイブに関わる著作権

3. 権利処理について

4. 著作権に関わる動向

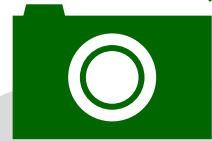
2. デジタルアーカイブに関わる著作権

① デジタル化

図書館



アナログ資料



デジタル化



複製権

(法第21条)



権利制限
法第31条第1項第2号

権利制限
法第31条第1項第1号

権利制限
(法第38条第1項)

上映権
(法第22条の2) 閲覧

複製権

プリントアウト

インターネット公開

公衆送信権
(法第23条第1項)

複製権

二次利用

2. デジタルアーカイブに関わる著作権

① デジタル化

・複製権(法第21条)



・権利制限(法第31条第1項第2号)

「図書館資料の保存のため必要がある場合」

絶版等の理由で入手困難な貴重な所蔵資料を、損傷が始まる前の良好な状態で、後世に当該資料の記録を継承する場合。

(平成26年度文化審議会著作権分科会で明確化)

著作物等のアーカイブ化促進を目指して～文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の審議経過について～(文化庁長官官房著作権課 星川 明江)

<http://ndl.go.jp/jp/publication/biblos/2015/7/01.html>

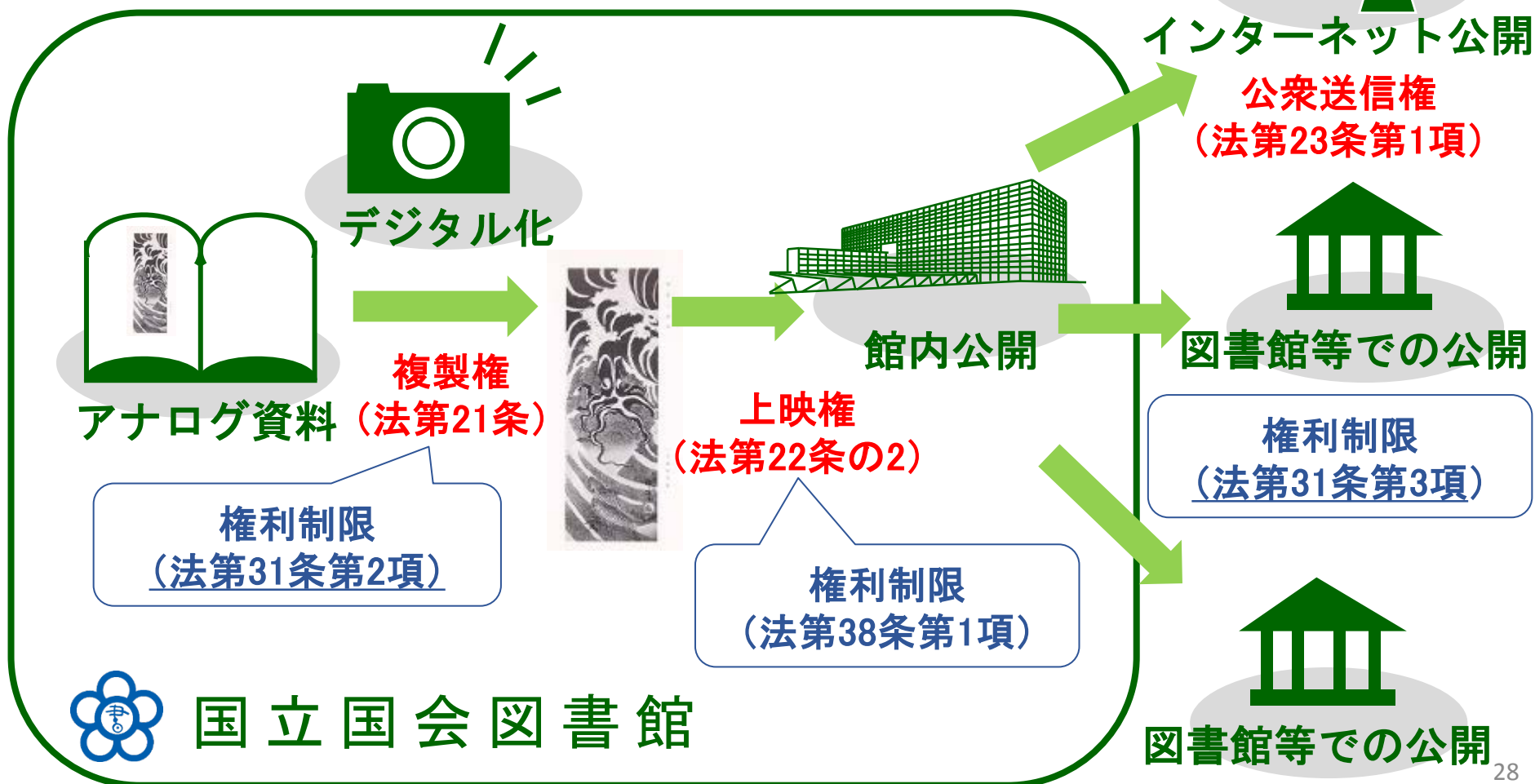
※それ以前は、損傷の度合いを勘案

『著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告書』(昭和51年9月)

『文化審議会著作権分科会報告書』(平成25年1月)p.190

2. デジタルアーカイブに関わる著作権

参考:  国立国会図書館に認められている行為



2. デジタルアーカイブに関わる著作権

参考:  国立国会図書館に認められている行為

① 所蔵資料の滅失・汚損をさけるための複製 (法第31条第2項)

所蔵資料を納本直後であってもデジタル化できる

② 絶版等資料の自動公衆送信 (法第31条第3項)

他の図書館等に所蔵資料をインターネット送信できる

「図書館向けデジタル化資料送信サービス」

- ・ 絶版等で入手困難な資料に限定
- ・ 送信する資料やサービスの運用については、
関係団体と協議して決定

2. デジタルアーカイブに関わる著作権

参考:  国立国会図書館の入手可能性調査

民間の在庫DB(日本書籍出版協会の目録(Books.or.jp)等)と機械的に突合(①ISBN、②タイトル・著者で検索)し、市場で流通しているものを除外

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/distribution.html>

国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信について～除外手続の概要～

2. デジタルアーカイブに関わる著作権

参考：文化審議会著作権分科会とは？

- ・文部科学大臣及び文化庁長官の諮問機関
- ・著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項の調査審議を行う。
- ・いくつかの小委員会（法制・基本問題小委員会、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会等）とその下にあるワーキンググループ（新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム等）

文化審議会著作権分科会委員名簿（文化庁HP）

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/20150701_iinmeibo.pdf

2. デジタルアーカイブに関わる著作権

参考：著作権法立法プロセス（政府提出法案）

小委員会（公開）、WG（非公開）での審議

小委員会中間まとめ

パブリックコメント

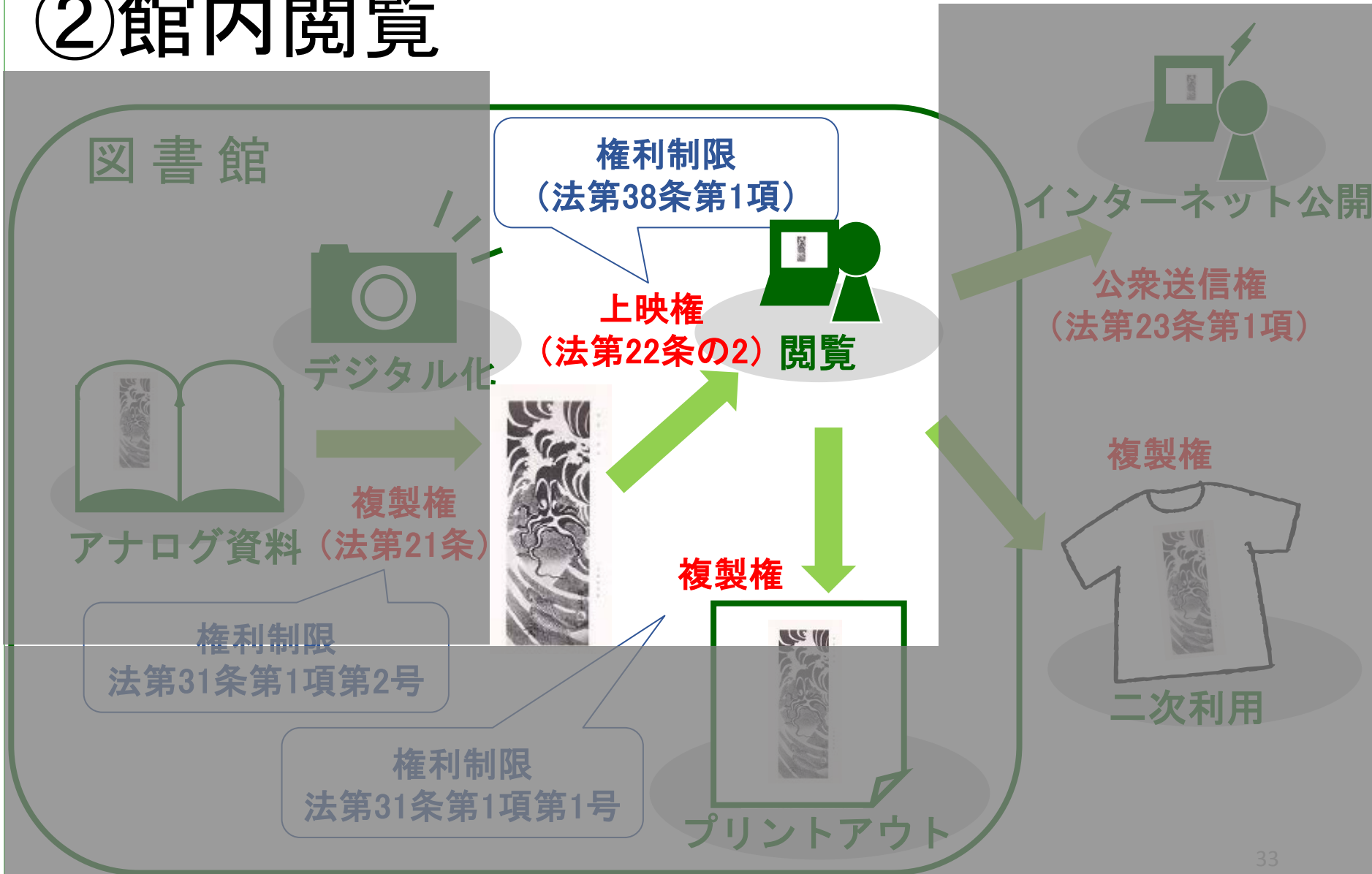
小委員会最終報告書⇒著作権分科会報告書

法律原案作成（文化庁）⇒内閣法制局審査

閣議決定・国会提出

2. デジタルアーカイブに関わる著作権

②館内閲覧



2. デジタルアーカイブに関わる著作権

② 館内閲覧

- ・ 上映権 (法第22条の2)

※ パソコンのディスプレイ等に映し出すことも上映

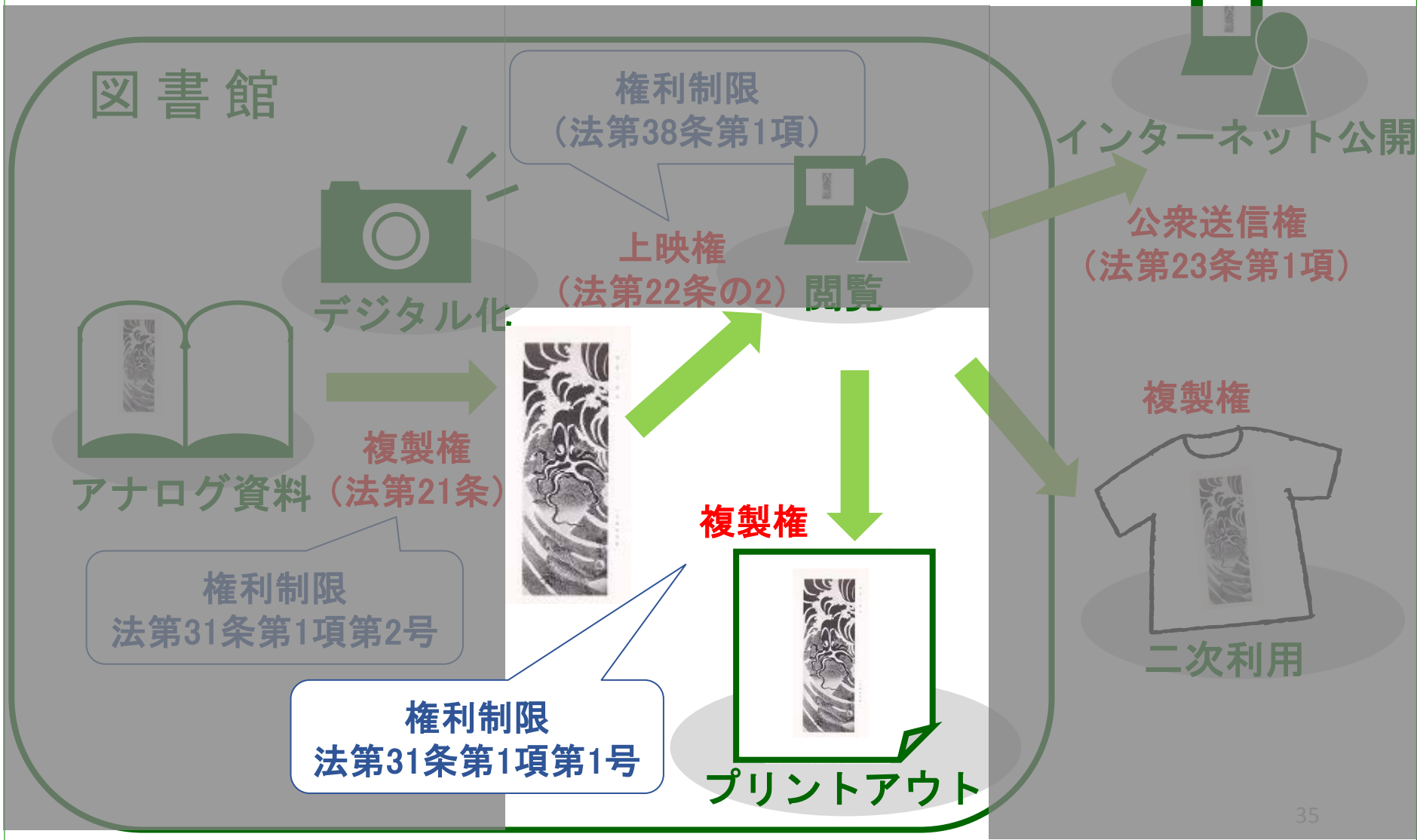
※ 同一館内のネットワークに送信 (有線・無線) することは
公衆送信には該当しない (法第2条第1項第7号の2)



- ・ 権利制限 (法第38条第1項)

非営利無料であればOK

2. デジタルアーカイブに関わる著作権



2. デジタルアーカイブに関わる著作権

③ プリントアウト

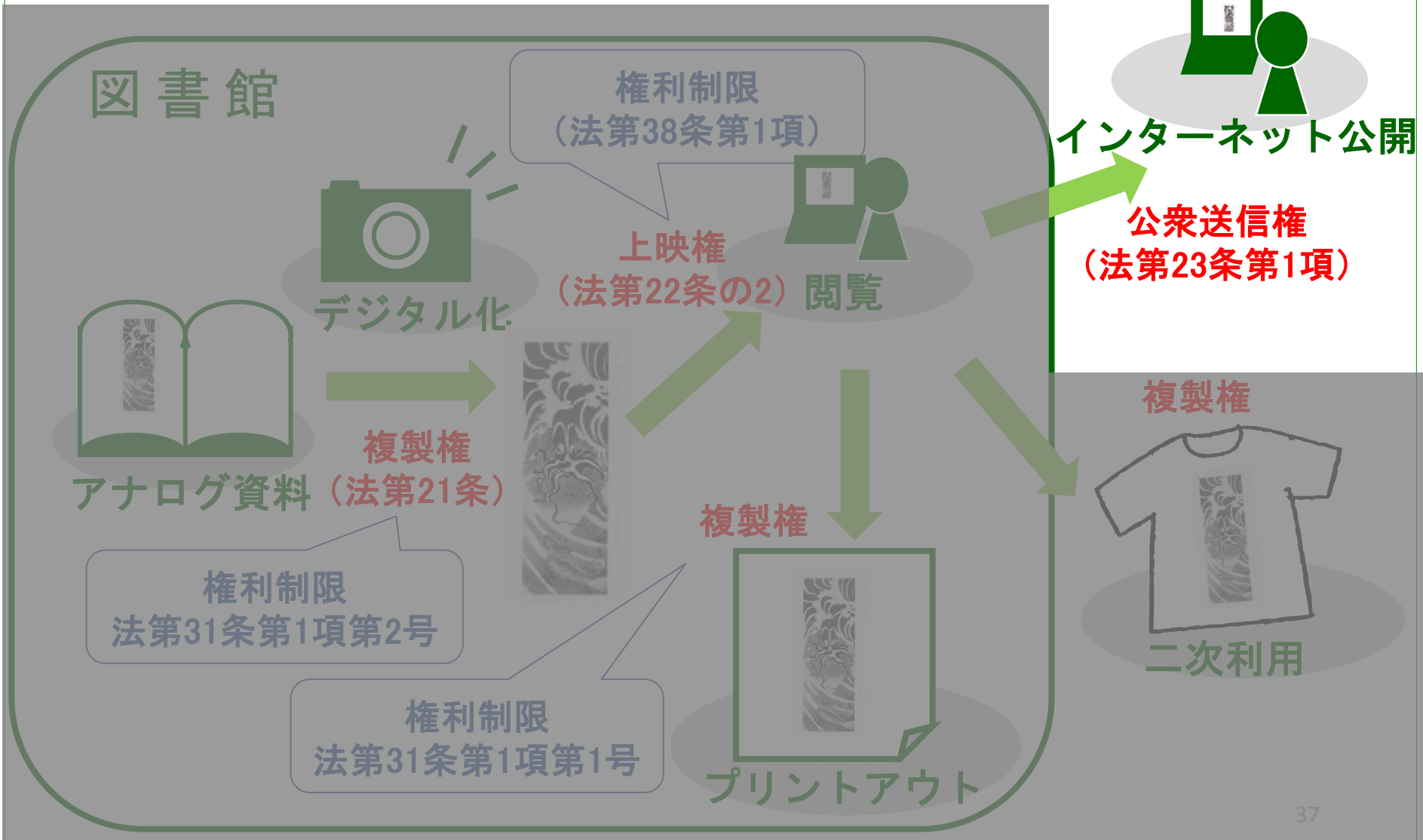
- ・複製権（法第21条）



- ・権利制限（法第31条第1項第1号）
図書館資料（公表されたもの）の一部
利用者の求めに応じて
調査研究目的
一人一部

2. デジタルアーカイブに関わる著作権

④ インターネット公開



2. デジタルアーカイブに関わる著作権

④ インターネット公開

・公衆送信権(法第21条)

複製権等と違い、権利制限規定が殆どない。

⇒基本的に権利処理が必要。

参考:  国立国会図書館デジタルコレクションの公開範囲

① インターネット公開: 権利処理が済んだもの

② 図書館送信資料: 絶版等で入手困難

③ 国立国会図書館内限定

1. 著作権とは

2. デジタルアーカイブに関わる著作権

3. 権利処理について

現在地！



4. 著作権に関わる動向

3. 権利処理について

著作権をクリアする条件

- ・保護期間満了
- ・(保護期間内で)著作権者から許諾を得た(法第63条)
- ・(没年不明、著作権者の連絡先不明で)
文化庁長官裁定を受けた(法第67条第1項)
- ・著作権の譲渡を受けた
- ・権利制限に該当する(引用など)
- ・著作物ではない(データなど)
- ・著作物だが、著作権がない(法令など)

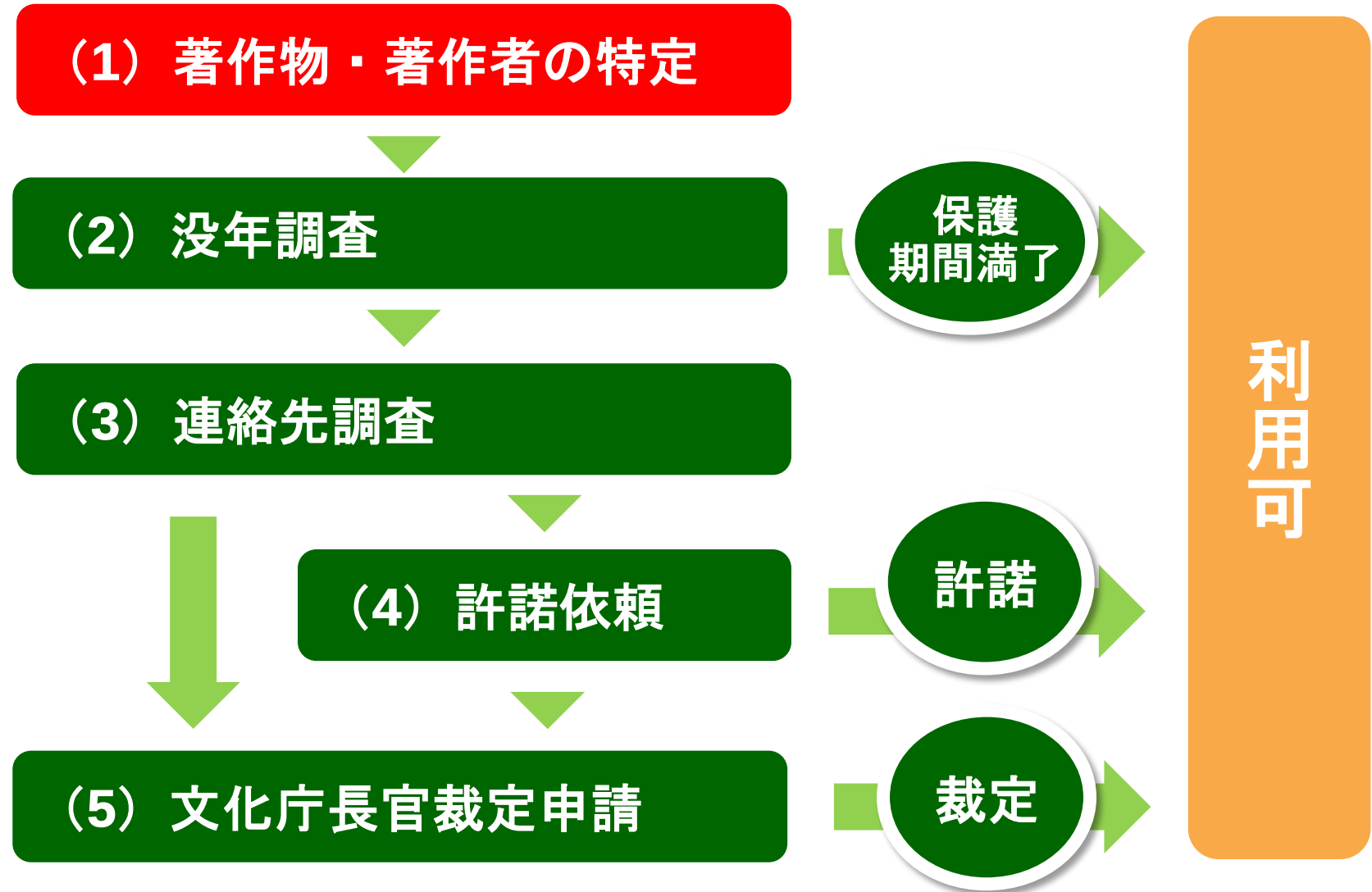
3. 権利処理について

権利処理の手順



3. 権利処理について

権利処理の手順

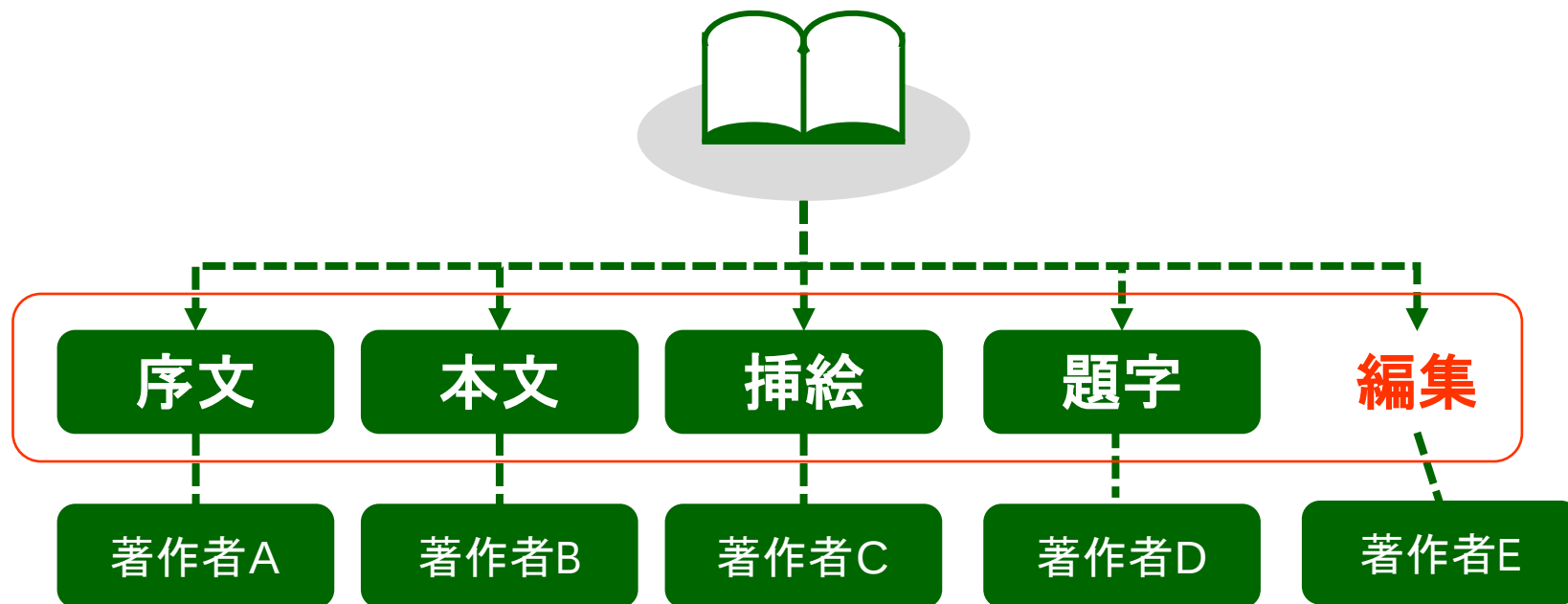


3. 権利処理について

(1) 著作物・著作者の特定

著作権は著作物単位で発生！

※1冊全部に関与する「編集者」なども



3. 権利処理について

(1) 著作物・著作者の特定

・著作物の「洗い出し」

資料を1ページずつ目視で確認

著作者の表示がある箇所・・

表紙、標題紙、奥付、目次、序文、跋文、本文中の挿絵

・著作者は誰か？

個人？団体？

実名？変名？無名？

国籍は？

3. 権利処理について

(1) 著作物・著作者の特定

例：帰納法論理学：真理研究ノ哲理. 上 (1889、哲学書院)

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/753048>

帰納法論

清野勉著

清野勉 1853-1897
哲学者

文学博士 中村正直

中村正直 1832-1891
啓蒙学者

恨事 惜哉

加藤弘之 1836-1916
政治学者

加藤弘之

国府寺新作 1855-1929
外務省翻訳官

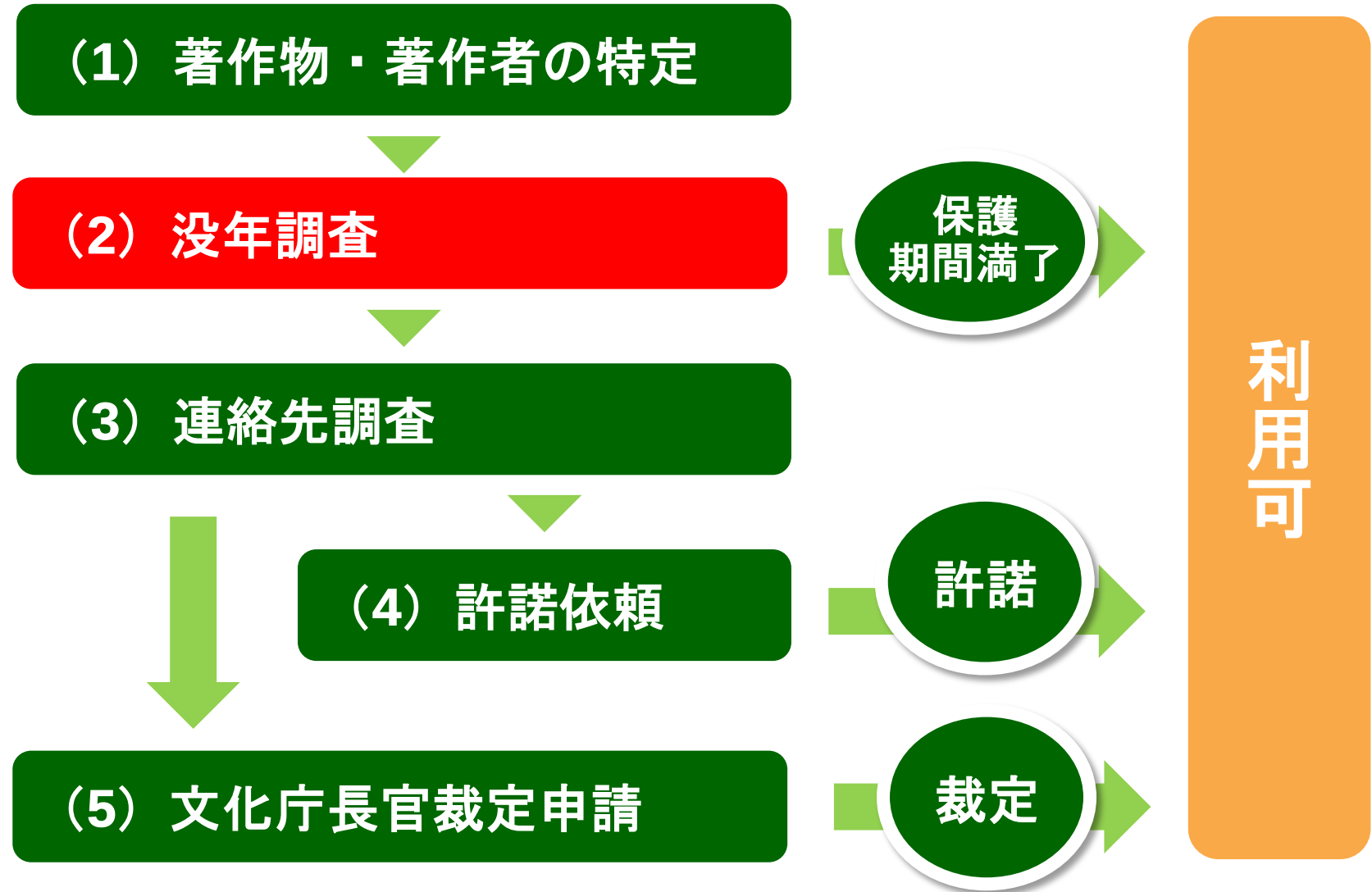
文学士

国府寺新作しるす

君の論理學に於けるは、
の妙所の如きは、余の

3. 権利処理について

権利処理の手順



3. 権利処理について

(2)没年調査

調査ツールの例

- Web NDL Authorities <http://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>
国立国会図書館の典拠データを提供。生没年の記載がある場合も
- 新聞データベース(訃報記事等)
- 著作権台帳などのレファレンスツール

参考:「著者の没年を調べるには」(リサーチ・ナビ)

http://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-100009.php

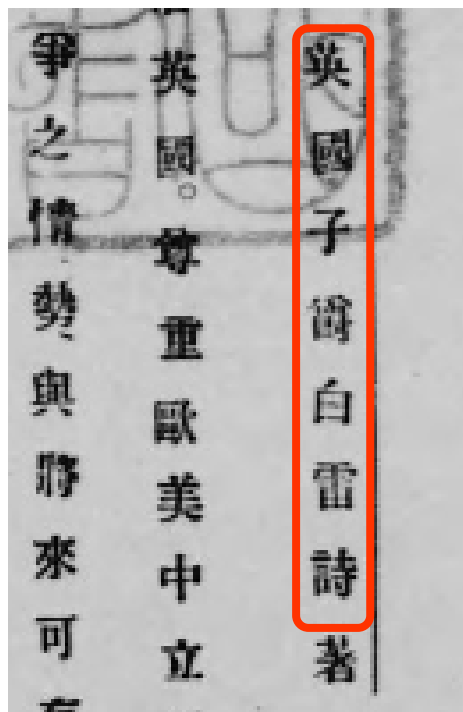
※正確な没年は不明でも、保護期間満了と判断できる場合も
1964年出版の本に「故〇〇さんの思い出」等

3. 権利処理について

(2) 没年調査

同姓同名著作者の同定

- ・肩書、出身地、著作の分野等の情報
- ・刊行年と生没年の整合性がとれているか
刊行時点では5歳…等



同定ミスで泣き別れていた例:

英国子爵 白雷詩

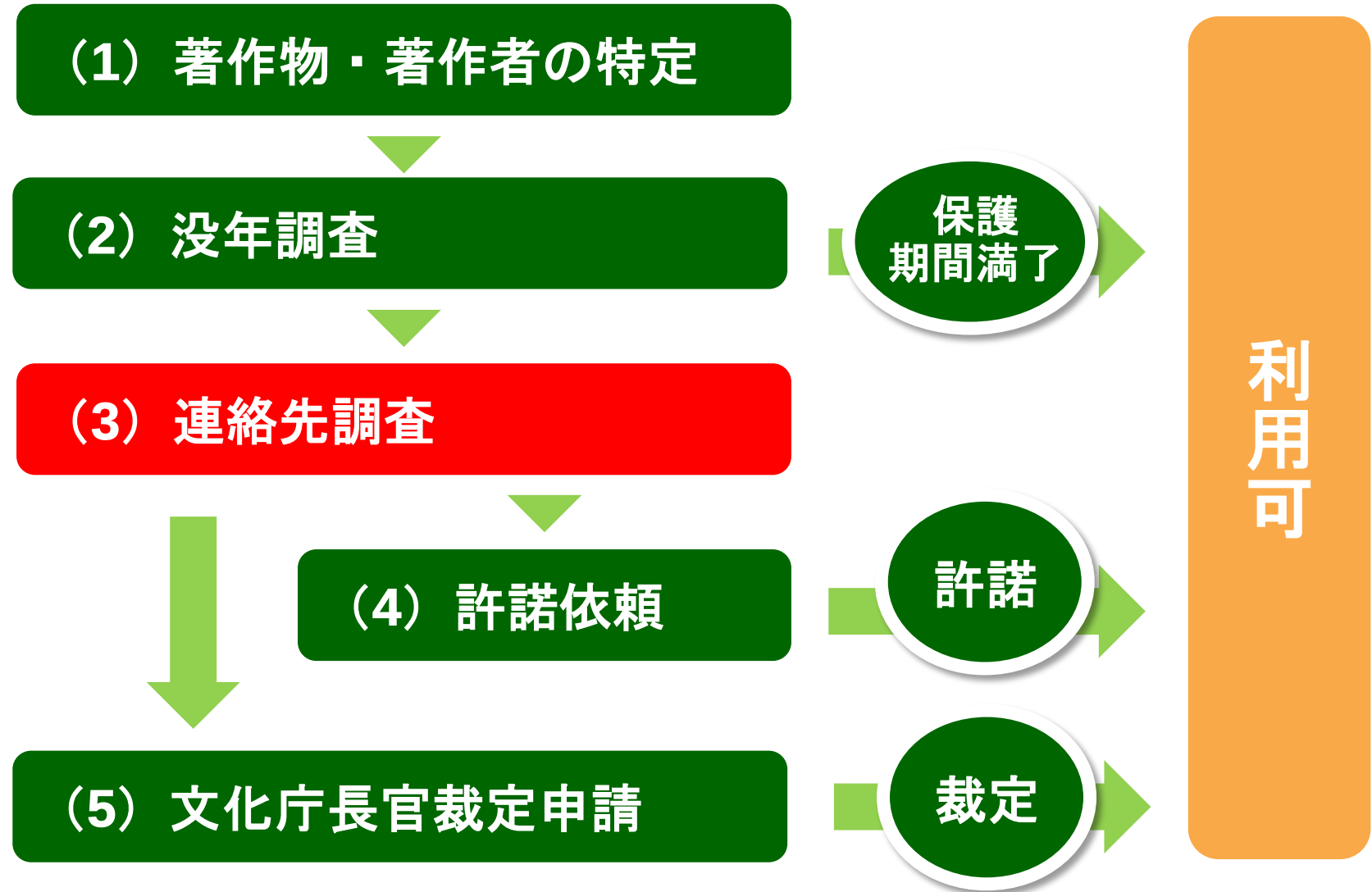
⇒ James Bryce, 1838-1922

欧戦時英国之態度

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/958164/4>

3. 権利処理について

権利処理の手順



3. 権利処理について

(3)連絡先調査

※保護期間中のものは著作権者に許諾を求める

著作者≠著作権者(著作権の所有者)

ご親族が相続、出版社等の第三者に譲渡等

○著作権登録等									
著作權登録及著作權譲渡登録ヲ爲セシモノノ左ノ如シ									
明治三十四年七月									
普通著作物									
著作權ノ題	著者ノ姓名	著作ノ年月	行ノ年月	譲渡ノ年月	譲受人ノ姓名	住所	住所	住所	住所
女子(全八冊)	高橋 孝	三、三	三、三	三、三	上 中 七	東京市日本橋區	東京市日本橋區	東京市日本橋區	東京市日本橋區
四條顯曲(全一冊)	高橋 孝	三、三	三、三	三、三	上 中 七	東京市日本橋區	東京市日本橋區	東京市日本橋區	東京市日本橋區
戀と戀(全一冊)	小杉 天外	三、三	三、三	三、三	小杉 天外	東京市日本橋區	東京市日本橋區	東京市日本橋區	東京市日本橋區
養育全書(全一冊)	小杉 天外	三、三	三、三	三、三	小杉 天外	東京市日本橋區	東京市日本橋區	東京市日本橋區	東京市日本橋區

著作権譲渡例

官報. 1901年07月18日

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2948711/6>

小杉天外(1865-1952)の『恋と恋』の著作権が
和田む免(春陽堂)に譲渡されている

3. 権利処理について

(3)連絡先調査

※文化庁長官裁定申請を念頭に置いて作業を決定

・文献調査

資料の奥付や、『著作権台帳』、『人事興信録』、『日本紳士録』、新聞DB(訃報記事)など

⇒当時の住所しかわからない
現住所を調べる有効なツールがない

・インターネットでの調査

⇒ほとんど判明しない

3. 権利処理について

(3)連絡先調査

・他機関・研究者への照会

- ・ 著作者の出身地の地方自治体
- ・ 著作者の所属していた機関（勤務先など）
- ・ 著作者の出版物を出版したことがある出版社
- ・ 著作者と同一分野の学会・研究者
- ・ 著作権等管理業者

⇒個人情報保護意識の高まり、無償依頼の限界・・

3. 権利処理について

(3)連絡先調査

著作権等管理事業者(文化庁への登録制)

著作権者から委託等されて、著作権者の代わりに
著作権の管理(使用許諾、使用料徴収等)を行う団体

(例)

- ・一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)

※管理委託の楽曲を検索⇒<http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

- ・公益社団法人日本文藝家協会

※委託者一覧⇒<http://www.bungeika.or.jp/wlistframe.html>

- ・公益社団法人日本複製権センター(JRRC)

※管理著作物の検索 ⇒<http://www.jrrc.or.jp/kensaku/search/freeword>

参考:著作権等管理事業者一覧(文化庁HP)

<http://chosakuken.bunka.go.jp/ejigyou/script/ipitakuframe.asp>

各事業者の管理委託契約約款、使用料規程も掲載

3. 権利処理について

(3)連絡先調査

著作権者情報の公開調査

- ・国立国会図書館デジタルコレクション

<https://opening.dl.ndl.go.jp/search>

- ・一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 (aRma)

<http://www.arma.or.jp/missing-person/>

- ・一橋大学 <http://www.lib.hit-u.ac.jp/about/da/cprholder.html>

- ・Benesse <http://www.benesse.co.jp/caution/notice100316.html>

- ・日本著作権教育研究会 http://jcea.info/jcea_search/s/

参考:著作権委譲に関するお願いのHP掲載

- ・日本学士院

<http://www.japan-acad.go.jp/japanese/publishing/copyright.html>

3. 権利処理について

権利処理の手順



3. 権利処理について

(4) 許諾依頼

何の許諾を依頼するか＝どんなサービスを行いたいのか
(将来的なサービス内容も視野に入れる)

- ・デジタル化
- ・インターネット公開
- ・テキスト化し、検索可能とする
- ・図書館内で全ページ印刷可能とする
- ・外部からの転載希望(二次利用)に対応
- ・しかも無償で・・

※但し、条件が増えると許諾のハードルも上がる

3. 権利処理について

(4) 許諾依頼

許諾依頼文書の書式例

① 依頼文

許諾依頼年月日／許諾依頼者氏名・住所
利用方法の説明など
回答期限
問合せ対応の連絡先

著作物のコピーを同封すると
分かりやすい

→ 法第30条の3

(検討の過程における利用)

※必要と認められる限度の範囲

② (別紙) 回答書 → 返信

回答(許諾／非許諾を選択)欄
許諾者の署名・連絡先欄
利用方法・条件
利用したい著作物の情報



3. 権利処理について

(4) 許諾依頼

許諾依頼文書の書式例

震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のための
ガイドライン(2013年3月)(総務省)参考12

http://www.soumu.go.jp/main_content/000225146.pdf

同 参考11 NDL東日本大震災アーカイブ許諾書

http://www.soumu.go.jp/main_content/000225145.pdf

3. 権利処理について

参考：著作権を譲渡してもらう場合（学会誌、広報誌等）

法第61条第2項

著作権を譲渡する契約において、第27条又は第28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

第27条・・・翻訳権、翻案権等

第28条・・・二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

⇒全ての著作権を譲り受けた場合、
契約書に「全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を譲渡する」等と記載する必要あり。

※著作者人格権は譲渡不可：人格権不行使特約を盛り込むことも

3. 権利処理について

権利処理の手順



3. 権利処理について

(5)文化庁長官裁定申請

文化庁長官裁定(法第67-70条)とは？

公表された著作物が相当な努力を払っても著作権者を見つけられないときに、文化庁長官が著作権者に代わって許諾(了解)を与え、通常の使用料に相当する補償金を供託することで、適法に著作物を利用できる制度

※文化庁「裁定の手引き」

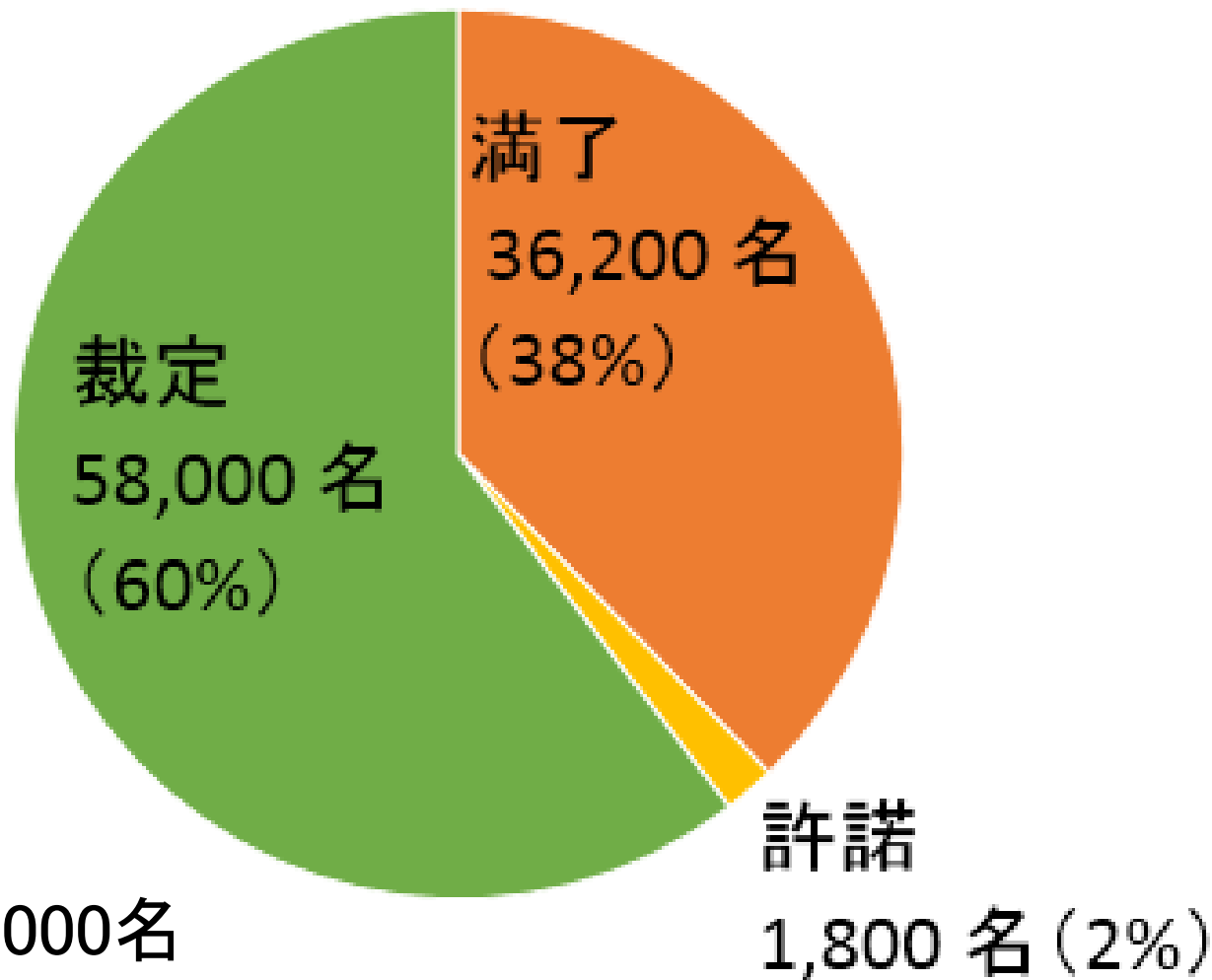
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/saiteinotebiki.pdf

※菅原光, 高橋菜奈子「文化庁長官の裁定による著作物の利用実践報告」
(大学図書館研究 93, 27-35, 2011-12)

<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/23197/1/0101207501.pdf>

3. 権利処理について

参考： 国立国会図書館デジタルコレクションでの
インターネット公開根拠の内訳(著者単位)



3. 権利処理について

(5)文化庁長官裁定申請 裁定手続きの流れ①

文化庁著作権課への事前相談



「相当な努力」



文化庁へ申請



文化審議会著作権分科会使用料部会



3. 権利処理について

(5)文化庁長官裁定申請 裁定手続きの流れ②



裁定結果・補償金額に関する通知



法務局への供託金支払・著作物利用開始



文化庁へ供託支払完了の連絡



官報告示

3. 権利処理について

(5)文化庁長官裁定申請

「相当な努力」とは…

①広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること
((A)(B) のいずれか)

(A) 著作物, 実演, レコード, 放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるものの閲覧
(「人名辞典」「人事興信録」「著作権台帳」「〇〇名鑑」等の名簿、名鑑類の調査(少なくとも1冊以上))

(B) 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトでの検索

3. 権利処理について

(5)文化庁長官裁定申請

「相当な努力」とは…

②著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること　（(A)(B)の両方が必要）

(A) 著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であって、裁定申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送と同じ種類のものを取り扱うものへの照会
JASRAC等の著作権等管理事業者等への照会

(B) 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体への照会

著作者団体（日本漫画家協会、日本写真家ユニオン等）や学会等

3. 権利処理について

(5)文化庁長官裁定申請

「相当な努力」とは…

③時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること

文化庁長官が求める方法・・

公益社団法人著作権情報センター（CRIC）のサイトに7日間以上掲載。

CRICのサイトに概要＋自サイトへのリンクでもOK

・権利者を搜しています（CRIC）

http://www.cric.or.jp/c_search/c_search.html

3. 権利処理について

(5)文化庁長官裁定申請

文化庁へ申請・・・(著作権法施行令第8条)



国立国会図書館の例

①著作物の題号

②著作者名

③著作物の種類及び内容又は体様

- ・著作物の種類: 言語、絵画、地図等
- ・内容又は体様: 書誌情報、著作者の役割(序、画等)

④著作物の利用方法

- ・サーバに送信可能な状態で複製
- ・インターネットを通じて公衆送信

3. 権利処理について

(5)文化庁長官裁定申請

文化庁へ申請・・

⑤補償金額の算定の基礎となるべき事項

「電子書籍の平均単価」×「著作権使用料率」×
「年間平均利用件数」×「裁定利用年数」

⑥著作権者と連絡することができない理由

〇〇の調査を行ったが著作権者の連絡先が判明しなかった。

⑦著作物の体様を明らかにする資料

申請著作物（表紙、目次、著作物の一部、奥付）のコピー

⑧著作権者と連絡することができないことを疎明する資料

⑥を著作物ごとに記載

⑨公表された著作物であることを疎明する資料

書誌情報のプリントアウト

3. 権利処理について

参考:  国立国会図書館の過去の裁定申請

	グループ①	グループ②	グループ③
裁定有効期間	2005/4/18-2010/4/17(5年)	2006/1/23-2011/1/22(5年)	2012/5/1-2017/4/30(5年)
人数	229名	38,572名	34,921名
著作物	539件	72,044件	59,661件
補償金額	23,489円	3,671,779円	4,760,861円
再裁定有効期間	2010/4/18-2015/4/17(5年)	2011/1/23-2016/1/22(5年)	2016年度再裁定申請予定
人数	131名	37,113名	
著作物	309件	67,194件	
補償金額	16,088円	4,364,328円	
再々裁定有効期間	2015/4/18-2024/4/17(9年)	2016/1/23-2018/1/22(2年)	
人数	10名	26,899名	
著作物	60件	43,814件	
補償金額	10,083円	2,890,371円	

3. 権利処理について

プライバシーに係る問題

①名簿類の個人情報公開するか？

②差別表現が含まれる資料は？

③写真等の肖像権は？

3. 権利処理について

プライバシーに係る問題

①名簿類の個人情報

- ・図書館資料は法令上の個人情報？
- ・基本は、各図書館の個別判断

3. 権利処理について

プライバシーに係る問題

②差別表現が含まれる資料

- ・基本は、各図書館の個別判断



国立国会図書館デジタルコレクションでの表示

「このデジタル化資料では、発行当時の資料をそのままの形でデジタル化しています。現代においては適切ではないと思われる表現を含む資料がある可能性もありますが、その資料が成立した時代を表す歴史的資料として、ご理解・ご留意の上でご利用くださいますようお願いいたします。」

<http://dl.ndl.go.jp/ja/intro.html>

3. 権利処理について

プライバシーに係る問題

③写真等の肖像権

- ・肖像権とは？

 - みだりに写真に写されたりしない権利

 - 写された自分の肖像を勝手に使用されない権利

- ・「肖像権法」はなく、判例上認められた権利

①被撮影者の社会的地位、②撮影された被撮影者の活動内容、
③撮影の場所、④撮影の目的、⑤撮影の態様、⑥撮影の必要性
等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が
社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断
(最判平17.11.10)

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52388

3. 権利処理について

二次利用(転載)

- ・デジタル化した人・機関に著作権は発生する？
- ・利用されうる形態
出版、放映、ウェブ掲載、商品のデザイン…



3. 権利処理について

二次利用(転載)



国立国会図書館の例

- ・著作権保護期間が満了している資料については、申請は不要
- ・許諾、裁定を受けてインターネット公開中の資料は、申請が必要
⇒使用希望箇所について個別に使用の可否を回答

吾輩ハ小猫デアル
著者
花の山芳霧 著
出版者
敬文社
出版年月日
明41.9
備考
国立国会図書館内では、一部分のみ印刷できます。
請求記号
特22-194
書誌ID
000000513103
公開範囲
インターネット公開(裁定) 著作権法第67条第1項により文化庁 長官裁定を受けて公開 裁定年月日: 2010/12/27



3. 権利処理について

二次利用(転載)



国立国会図書館の二次利用の条件

- ・国立国会図書館のウェブサイトから転載したものであることを明示すること
- ・申請した目的以外の目的には使用しないこと

国立国会図書館ウェブサイトからのコンテンツの転載について

http://www.ndl.go.jp/jp/attention/index.html#web_repro

3. 権利処理について

二次利用(転載)

予めどの程度二次利用を認めるかを提示しておくことで、対応が軽減、作品の流通、二次利用を促進

参考: クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

権利があるかないかではなく、中間の利用を認め、表示



表示

非営利

改変禁止

継承

1. 著作権とは

2. デジタルアーカイブに関わる著作権

3. 権利処理について

現在地！

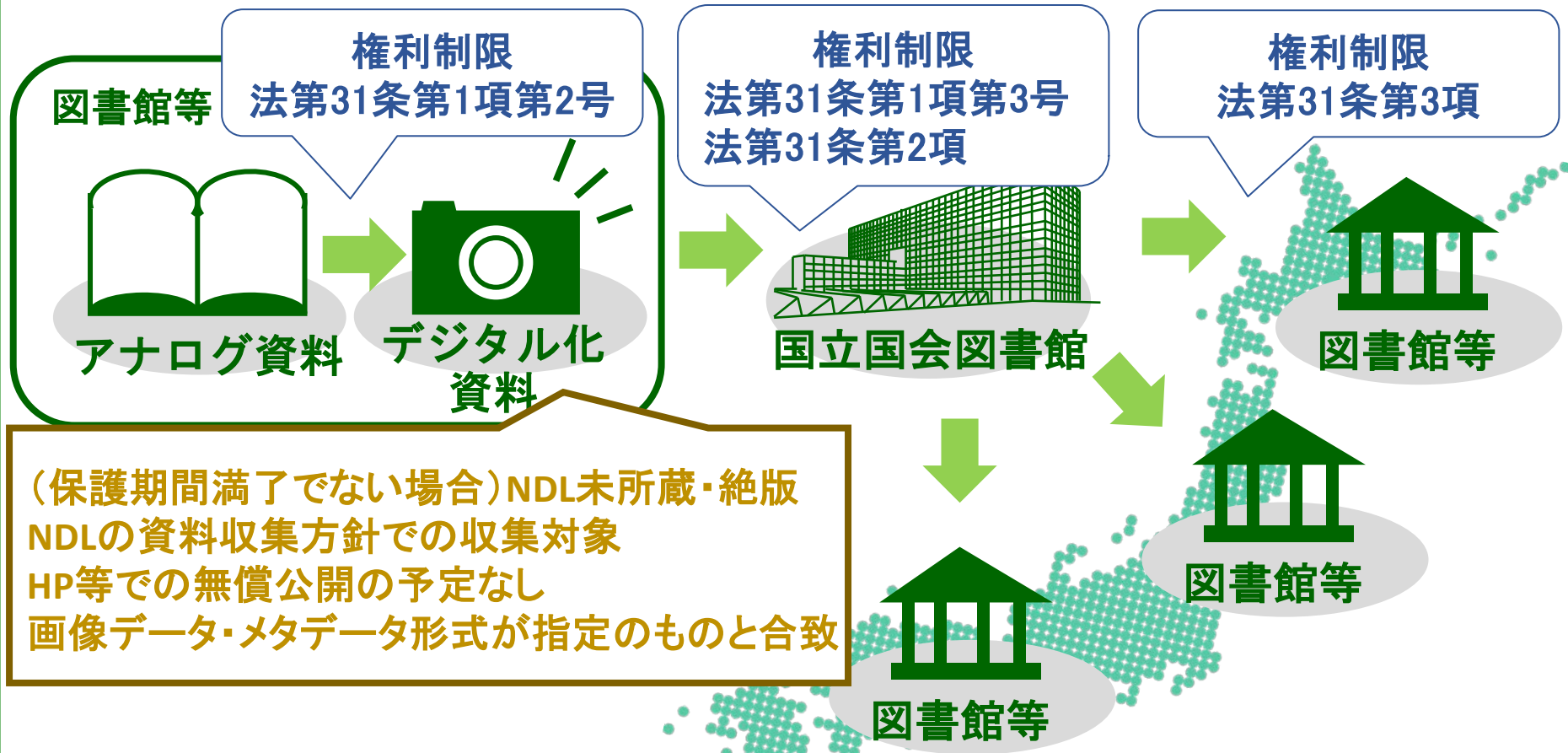
4. 著作権に関わる動向



4. 著作権に関する動向



国立国会図書館の送信サービス拡充



参照: 第41回文化審議会著作権分科会 (H27.3.12)

資料3: 平成26年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/41/pdf/shiryo_3.pdf

4. 著作権に関わる動向

裁定制度見直し

- ・補償金事後供託

公的機関は権利者が現れた場合の支払でOKが適当

- ・第三者による裁定著作物の利用

現行: 誰かが裁定を受けた著作物を

他の人が使うときは、再度調査して裁定を受ける

⇒他の人も(簡易な手続きで)使えるようにするのが適当

参考:「平成26年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/41/pdf/shiryo_3.pdf

4. 著作権に関わる動向

日本版フェアユース

米国著作権法第107条

フェア・ユース(公正な使用)は、著作権の侵害とならない。
公正な使用か否かは①-④を総合的に判断

①利用の目的と性質

②著作物の性質

③利用された部分の量及び重要性

④著作物の潜在的利用又は価値に対する利用の及ぼす影響

4. 著作権に関わる動向

日本版フェアユース

・知的財産推進計画2009

著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入に向け、ベルヌ条約等の規定を踏まえ、規定振り等について検討を行い、2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。(文部科学省)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/090624/2009keikaku.pdf>



・平成23年1月文化審議会著作権分科会報告書

①著作物の付随的な利用 写りこみ等

②適法利用の過程における著作物の利用

権利者に許諾を得るための企画資料での利用等

③著作物の表現を享受しない利用 ビックデータの解析等

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/shingi_hokokusho_2301_ver02.pdf



・平成24年改正

4. 著作権に関わる動向

日本版フェアユース

・知的財産推進計画2014

著作物の公正な利用と適切な保護を調和させ、クラウドサービスや情報活用のサービスなどの新たな産業の創出や拡大を促進するため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について、文化審議会の議論を加速化させ、今年度の出来る限り早期に結論を得て、必要な措置を講ずる（短期）（文部科学省）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2014.pdf>



・「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」設置
クラウドサービス等と著作権に関する報告書（平成27年2月）
「…現時点においては、特段の法改正を行うに足る明確な立法
事実とは認められなかった…」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/cloud_chosakuken_2702.pdf

4. 著作権に関わる動向

日本版フェアユース

・知的財産推進計画2015

インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、知財の権利保護と活用促進のバランスや国際的な動向を考慮しつつ、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する。

(短期・中期)(内閣官房、文部科学省、関係府省)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/150619/siryou2.pdf>

4. 著作権に関わる動向

TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)

- ・環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定 (EPA)

- ・2015/10/5 大筋合意

TPP協定交渉の大筋合意の概要(日本政府作成)

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/10/151005_tpp_gaiyou_koushin.pdf

- ①保護期間延長
- ②非親告罪化
- ③法定賠償金

4. 著作権に関する動向

TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)

①保護期間延長

原則死後70年

団体名義は発行後70年

※欧米は現在、死後70年

メキシコは死後100年

4. 著作権に関わる動向

TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)

②非親告罪化(刑事)

- ・現在では親告罪

- (著作権者等が告訴しないと訴追できない)

- ⇒著作権者等の告訴がなくても検察が訴追できる

- ・故意の商業的規模の著作物の違法な複製

- 市場における原著作物等の収益性に影響がある場合

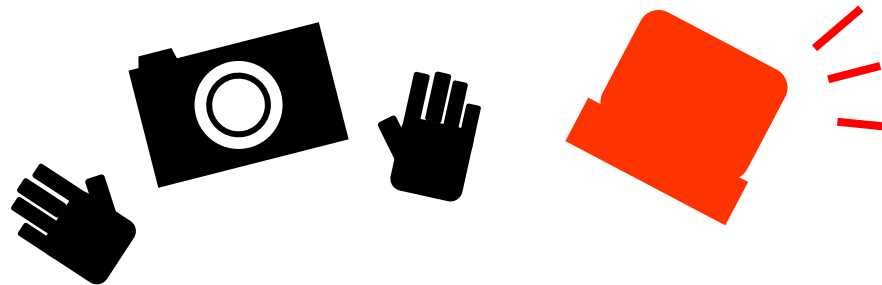
4. 著作権に関わる動向

TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)

②非親告罪化(刑事)

参考:著作権法の罰則

10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、
またはその両方
法人の場合は3億円以下の罰金



4. 著作権に関わる動向

TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)

③法定賠償金(民事)

現在は著作権侵害によって実際に蒙った損害のみの賠償が原則

⇒制定法の範囲内で裁判所が懲罰的な金額も含めた賠償金の支払いを命じることができる。

4. 著作権に関する動向

TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)



公開調査へのご協力を 何卒よろしくお願いいたします！！

The screenshot shows the homepage of the National Diet Library Digital Collections. At the top, there is a header with the logo and the text "National Diet Library Digital Collections 国立国会図書館デジタルコレクション". Below the header is a search bar with a dropdown menu set to "すべて" (All) and a search button labeled "検索". To the right of the search bar is a link to "詳細検索" (Advanced Search). Below the search bar are three checkboxes: "インターネット公開" (Internet Public), "図書館送信資料" (Library Delivery Materials), and "国立国会図書館内限定" (Restricted to National Diet Library). The main content area is divided into two columns. The left column is titled "コレクション" (Collections) and lists various categories: 図書 (Books), 雑誌 (Magazines), 古典籍 (Classical Documents), 博士論文 (Doctoral Theses), 官報 (Official Gazette), 新聞 (Newspapers), 憲政資料 (Constitutional Documents), 日本占領関係 (Japan Occupation Relations), プランゲ文庫 (Plange Library), 歴史的音源 (Historical Sound Sources), 科学映像 (Science Videos), and 脚本 (Scripts). The right column is titled "お知らせ" (Notice) and contains a list of recent updates. A red box highlights the text "著作権者を探しています" (We are looking for copyright holders).

言語(Language): 日本語 このデータベースについて ヘルプ

National Diet Library Digital Collections
国立国会図書館デジタルコレクション

すべて 検索 > 詳細検索

☒ インターネット公開 ☒ 図書館送信資料 ☒ 国立国会図書館内限定

コレクション > 一覧

お知らせ > 過去のお知らせ

- > 2015-10-14 • 歴史的音源(れきおん)で新たに約300点の音源をインターネット公開しました。
- > 2015-08-10 • 「電波航法 = Electronic navigation review」35点を電波航法研究会のご協力によりインターネット公開しました。
- > 2015-07-21 • 平成28年5月末(予定)に近代デジタルライブラリーを終了し、国立国会図書館デジタルコレクションと統合します。

このデータベースについて

著作権者を探しています

<https://openingq.dl.ndl.go.jp/search>

ありがとうございました



参考

○デジタル化全般について

- ・資料デジタル化の基礎(国立国会図書館遠隔研修)

<http://training.ndl.go.jp/course/under.html?id=47>

デジタルアーカイブ事業の進め方と、資料をデジタル化する際に必要となる、技術や権利処理について、基本的な知識の習得をめざす講座。どなたでも受講可。

- ・国立国会図書館資料デジタル化の手引

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/guide.html>

国立国会図書館の所蔵資料を画像としてデジタル化する場合において、仕様の共通化や技術の共有化を図り、もって標準化によるデータ品質の確保及びデジタル化作業の効率化に資することを目的として作成

- ・文化財写真の保存に関するガイドライン(日本写真学会)

http://www.spstj.org/event/nissya_e_syosai_85.html

- ・遺跡資料リポジトリが推奨する出版時電子化仕様

<http://rarcom.lib.shimane-u.ac.jp/general/doc/shiyo.pdf>

○著作権について(全般)

・著作権Q & A (CRIC)

<http://www.cric.or.jp/qa/index.html>

著作権に関して、よくある質問とその回答を紹介

・「著作権テレホンガイド」(CRIC)

電話: 03-5348-6036

※受付時間 10:00～12:00 13:00～16:00(土日、祝日を除く)

<http://www.cric.or.jp/counsel/index.html#soudan>

専任の著作権相談員が、電話により、著作権制度全般に関する質問や、著作物の利用に関する相談に応じている。無料。

・大学図書館における著作権問題Q & A

<http://www.janul.jp/j/documents/coop/copyrightQA.pdf>

国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会

・著作権なるほど質問箱(文化庁)

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>

○著作権について（機関リポジトリ関係）

- ・機関リポジトリと著作権 Q&A（黒澤 節男）

<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00023065>

- ・博士論文と著作権 第3版（東京大学）

http://www.c.u-tokyo.ac.jp/graduate/01_thesesandcopyrights.pdf

- ・博士論文のインターネット公表化に関する現況と課題
（機関リポジトリ推進委員会コンテンツワーキンググループ）

<http://id.nii.ac.jp/1280/00000131/>

- ・学位論文（博士）のデジタル化実施に係る著作権処理について
（国立国会図書館）

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/theses.html>

- ・著作権及び著作権譲渡契約（機関リポジトリ推進委員会）

https://ir-suishin.repo.nii.ac.jp/?page_id=25#_href_42

イベント等＞H26 機関リポジトリ新任担当者研修＞東日本会場

イベント等＞H26 機関リポジトリ新任担当者研修＞西日本会場